

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定に基づき、次のとおり条件付一般競争入札を行う。

令和 8 年 9 月 3 日

三浦市長 出口 嘉 一

- 1 入札に付する事項
「工事別発注概要書」に記載のとおり。
- 2 競争参加資格に関する事項
入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (1) 各工事に共通する事項
 - ア 三浦市競争入札参加資格者名簿に登録を受けている者
 - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づく三浦市の入札参加資格制限を受けていない者
 - ウ 発注工種につき、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査を受けている者
 - エ 三浦市指名停止等措置要領（平成 7 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止期間中でない者
 - オ 発注工種に係る建設業法第 26 条に規定する技術者を現場に配置できる者
 - (2) 工事別事項
「工事別発注概要書」に記載のとおり。
- 3 競争参加資格確認申請
入札参加希望者は、「かながわ電子入札共同システム」により「工事別発注概要書」に記載した期限までに、競争参加資格確認申請を行わなければならない。なお、競争参加資格の確認結果については「かながわ電子入札共同システム」により「工事別発注概要書」に記載した期限までに通知する。ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定するものとする。
- 4 競争参加資格の喪失
競争参加資格を有するとの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができない。
 - (1) 競争参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 競争参加資格確認に必要な書類等について虚偽の記載をしたとき。
- 5 入札に係る書類の閲覧等
 - (1) この工事に係る設計図書等の閲覧は三浦市総務部契約課において「工事別発注概要書」に記載した期間中（土、日曜日及び祝日を除く。）、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）の間に行うものとする。
 - (2) 設計図書の配布については、「工事別発注概要書」に記載のとおりとする。
- 6 契約条項を示す場所
三浦市城山町 1 番 1 号
三浦市役所総務部契約課
- 7 入札方法等
 - (1) 入札書の提出は、「かながわ電子入札共同システム」により「工事別発注概要書」に記載した期間に提出すること。
 - (2) 入札書の提出に際して、入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）を添付するものとする。なお、内訳書は、公告時に「かながわ電子入札共同システム」において「工事別発注概要書」と併せて配布する。（内訳書の添付がない入札は無効。ただし、再入札時には添付を必要としないものとする。）
 - (3) 入札書には、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の

110 分の 100 に相当する金額を記載すること。（落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。）

(4) 入札執行回数は、原則として 1 回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内（最低制限価格以上）に入札がないときは、再度入札を 1 回行う。その場合は「かながわ電子入札共同システム」により通知する。なお、1 回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は最低制限価格未満の価格をもって入札した者は再度入札に参加することができない。

(5) 最低制限価格未満の価格による入札は失格とする。

(6) 入札書提出締切日時までに入札書が未到達の場合は棄権したものとする。

8 開札の日時

「工事別発注概要書」に記載のとおり。

9 落札候補者及び落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内（最低制限価格以上）での最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とするものとする。

(2) 落札候補者に対してはファックス等で連絡するので、翌日（閉庁日を除く。）の午後 5 時までに「工事別発注概要書」に記載の書類を三浦市総務部契約課へ持参すること。

(3) 落札候補者については、競争参加資格の審査を実施し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定するものとする。

(4) 審査の結果、落札候補者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該落札候補者の入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定するものとする。

(5) 同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、全員について審査を実施した上で、「かながわ電子入札共同システム」のくじ引きにより落札者を決定するものとする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除するものとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上を契約締結と同時に納付するものとする（ただし、契約金額が 500 万円未満の場合は不要。）。ただし、利付国債証券若しくは神奈川県債（額面金額の 100 分の 80 の算定とする。）又は市長が確実と認める金融機関、若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、落札者が公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとする。

11 履行遅延による違約金

契約金額につき、遅延日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率を乗じて計算した額

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 三浦市契約規則第 20 条の規定に該当する入札

(2) 要件として示した競争参加資格を満たさない者のした入札

(3) 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札

(4) その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札

(6) 7（2）の内訳書の提出がなかった場合の入札

(7) 7（2）の内訳書の記載等に不備があり内容の確認ができない場合の入札

13 契約金の支払い方法

「工事別発注概要書」に記載のとおり。

14 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。この場合、契約書の作成に要する費用は、

落札者の負担とする。

- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 三浦市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当するものは、議会の議決を要する。議会の議決までの間に、地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく参加資格の制限又は三浦市指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けた場合には、契約を締結しない。
- (4) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (5) 資本関係又は人的関係にある者同士の参加は認めないものとし、本案件に参加申請した者について当該関係にあることが確認された場合、確認された当該関係にある参加申請者は、全て参加資格が無いものとする。
- (6) 万一、「かながわ電子入札共同システム」に障害が発生した場合は、入札を中止することがある。
- (7) 入札を中止、延期若しくは取り止めた場合、入札のために要した費用を請求することはできない。
- (8) 前各号に定めるもののほか、三浦市契約規則の定めるところによる。